

保護者各位

東吾妻町教育委員会
教育長 山野邦明

群馬県緊急事態措置（宣言）期間中の町立小学校、中学校、こども園及び
保育所における教育・保育活動について（通知）

群馬県が緊急事態措置（宣言）の対象地域となったことに対し、町立小学校、中学校、こども園及び保育所における教育・保育活動を下記のとおり対応することを決定いたしましたので、保護者の皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

町ではより一層の感染防止対策に努めてまいりますので、各ご家庭においても引き続き感染防止対策の徹底にご協力をお願いいたします。

記

1. 緊急事態措置（宣言）期間

令和3年8月20日から9月12日

2. 緊急事態措置（宣言）期間中の教育・保育活動について

- (1) 予定どおり2学期を始業する。分散登校・登園は実施せず、通常の教育・保育活動を行う。
- (2) 中学校の部活動は8月21日から9月12日までの間、休止とする。
- (3) 2学期の始業から2週間程度、教職員、園児、児童生徒とその家族を含めた「健康観察期間」とし、これまで以上に感染防止対策の徹底に努める。

3. 家庭における感染症対策について

- (1) 夏休み期間中に、園児・児童生徒や保護者の感染件数が県内では急増しており、その多くは家族間での感染であることから、家族の体調管理に配慮いただくとともに、体調が優れない方がいる場合は、速やかに医療機関等に相談し、登園や登校を見合わせたり、外部との接触を控えるなど感染拡大の防止にご協力ください。
- (2) 家族を含め、食事の際の感染防止の徹底にご協力いただくとともに、友人との外出や会食により児童生徒が感染した事例も県内では多く発生していることから、マスクを外しての会話や会食を控えるなどの指導を各家庭でもお願いします。
- (3) 感染力の強い変異株の感染が拡大していることから、各家庭においても、換気やマスクの適切な着用にご留意願います。
- (4) 新型コロナワクチン接種券を有し、ワクチン接種を検討しているご家族は、家庭内での感染防止を図る観点からも、早めの接種をご検討ください。

4. その他

本通知内容は8月20日時点のものであり、今後の状況の変化によっては変更される場合があります。その際には、改めて通知いたします。

担当：学校教育課

0279-25-8126